

原田緑地の管理運営に関する基本協定書 (案)

豊中市

目 次

第1条	(本協定の目的)	1
第2条	(本施設の設置目的及び指定管理者制度の導入の趣旨の尊重等)	1
第3条	(信義誠実の原則)	1
第4条	(管理を行う施設)	1
第5条	(指定期間)	1
第6条	(基本的な業務の範囲)	2
第7条	(要求水準書の変更)	2
第8条	(リスクの負担)	2
第9条	(サービス水準の確保)	2
第10条	(人材の確保及び責任者の配置)	2
第11条	(管理の基準)	2
第12条	(秘密の保持)	3
第13条	(個人情報保護)	3
第14条	(情報の公開)	3
第15条	(人権の尊重)	4
第16条	(従事者への配慮等)	4
第17条	(地域との連携及び協働)	4
第18条	(安全管理の徹底)	4
第19条	(備品等の貸与)	4
第20条	(施設等の維持補修等)	4
第21条	(本施設の財産の管理)	5
第22条	(本施設の財産に係る損害賠償等)	5
第23条	(事業計画等の提出)	5
第24条	(管理状況等の定期報告)	6
第25条	(事業報告書の作成及び提出)	6
第26条	(業務実施状況等の公表)	7
第27条	(業務実施状況のモニタリング等)	7
第28条	(自己モニタリング等)	8
第29条	(外部評価等)	8
第30条	(本市による業務の改善勧告)	8
第31条	(指定管理委託料の支払)	9
第32条	(利用料金)	9
第33条	(会計区分)	9
第34条	(不可効力発生時の対応)	9

第 35 条	(不可効力によって発生した費用等の負担)	9
第 36 条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	10
第 37 条	(保険)	10
第 38 条	(運営会議の設置)	10
第 39 条	(指定事業の利用料金)	10
第 40 条	(自主事業の実施)	10
第 41 条	(ネーミングライツ実施への協力)	10
第 42 条	(業務の引継ぎ)	11
第 43 条	(指定の取消し及び業務の停止)	11
第 44 条	(指定団体による指定の取消し等の申出)	12
第 45 条	(不可抗力による指定の取消し)	12
第 46 条	(原状回復)	12
第 47 条	(損害賠償)	12
第 48 条	(権利等の譲渡等の禁止)	13
第 49 条	(一括再委託の禁止)	13
第 50 条	(苦情、要望等への対応)	13
第 51 条	(緊急時対策等)	13
第 52 条	(緊急時の対応)	14
第 53 条	(災害時等の施設利用)	14
第 54 条	(重要事項の変更の届出)	14
第 55 条	(年度協定)	14
第 56 条	(本協定の変更)	14
第 57 条	(管轄裁判所)	14
第 58 条	(疑義についての協議)	14

豊中市（以下「本市」という。）と●●●●（以下「指定団体」という。）は、原田緑地（以下「本施設」という。）の管理運営について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、本市が豊中市都市公園条例（昭和35年豊中市条例第8号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として指定団体に本施設の管理運営業務を行わせるに当たり必要な基本事項を定めることを目的とする。

第2条（本施設の設置目的及び指定管理者制度の導入の趣旨の尊重等）

- 1 指定団体は、本施設の設置目的が「迫力ある飛行機の離着陸を楽しめる」「緩衝緑地の機能を備えたみどりにふれあえる」「人と人が交流し賑わう」であることを十分理解し、その趣旨を尊重して業務の実施に当たるものとする。
- 2 指定団体は、本施設に指定管理者制度を導入した目的が民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上、経費の節減等を図ることにあることを十分理解し、その趣旨を尊重して本施設によるサービスの提供が最大限の効果を生むよう努めるものとする。
- 3 指定団体は、第6条第1項各号に規定する業務（以下「管理運営業務」という。）の実施に当たっては、本市の総合計画、各種分野別計画等に基づき本市が実施する施策に協力するものとする。

第3条（信義誠実の原則）

本市及び指定団体は、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

第4条（管理を行う施設）

本市が条例第32条の規定に基づき指定団体に管理を行わせる施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 原田緑地
- (2) 位置 豊中市原田中2丁目46番1、54番4、55番1、72番、77番、183番1、185番及び里道・水路

第5条（指定期間）

- 1 本協定に係る指定管理者の指定期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年（2025年）8月●日から令和17年（2035年）7月●日までとする。
- 2 本協定は、前項に規定する指定期間の満了により終了する。
- 3 指定団体は、指定期間の満了日に管理運営業務を終了し、本市に本施設を明け渡さな

なければならない。

4 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6条（基本的な業務の範囲）

1 指定団体が行う業務の範囲（以下「指定事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の事業の実施に関する業務
- (2) 本施設における条例第4条に掲げる制限行為の承認、その取消しその他本施設の制限行為に関する業務
- (3) 本施設の使用承認、その取消しその他本施設の使用に関する業務
- (4) 本施設の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、要求水準書に定めるとおりとする。

第7条（要求水準書の変更）

本市又は指定団体は、本協定締結後に要求水準書の内容を変更する必要があるときは、双方による協議を行い、変更について双方が合意したときは、要求水準書の内容を変更するものとする。

第8条（リスクの負担）

管理運営業務に関するリスク負担については、別紙1「リスク負担（案）」のとおりとする。ただし、別紙1「リスク負担（案）」に定める事項以外の事項については、本市と指定団体との協議により決定するものとする。

第9条（サービス水準の確保）

管理運営業務の実施に当たって確保すべきサービス水準は、本市と指定団体が協議の上、別途サービス水準に関する合意書を締結するものとする。

第10条（人材の確保及び責任者の配置）

指定団体は、管理運営業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な人材を確保するとともに、本施設に管理運営業務に係る責任者（運営業務責任者、運営業務副責任者、維持管理業務責任者及び維持管理業務副責任者）を配置し、その者の氏名、住所、連絡先等を本市に届け出なければならない。

第11条（管理の基準）

1 指定団体は、条例及び豊中市都市公園条例施行規則（昭和35年豊中市規則第3号。以下「規則」という。）並びに本協定の第55条の規定に基づき別途締結する年度協定（以下

「年度協定」という。)に従い、本施設を適正に管理しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、地方自治法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等労働関係法令その他関係法令等を遵守しなければならない。

第 12 条（秘密の保持）

指定団体の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、管理運営業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は本施設の管理目的以外の目的に使用してはならない。本協定が効力を失った後においても同様とする。

第 13 条（個人情報の保護）

- 1 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年豊中市条例第 44 号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定並びに別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 指定団体は、個人情報ファイル（指定団体が管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報を含む情報であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を設置しようとするときは、あらかじめ本市に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報（文書、図画又は電磁的記録（豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）第 2 条第 2 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）について、本市から原本又はその写しの提出を求められたときは、これに従わなければならない。
- 4 指定団体は、個人情報の適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に関し本市との連絡調整を行うため、個人情報保護管理責任者を設置し、当該個人情報保護管理責任者の氏名を本市に届け出なければならない。

第 14 条（情報の公開）

- 1 指定団体は、豊中市情報公開条例の趣旨にのっとり、管理運営業務に関し保有する情報の公開に努めなければならない。
- 2 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）の一覧表を作成し、本市が指定した期日までに、これを本市に提出しなければならない。

- 3 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書について、本市から原本又はその写しの提出を求められたときは、これに従わなければならない。
- 4 指定団体は、文書の適正な管理を行うとともに、情報の公開に関し本市との連絡調整を行うため、情報公開責任者を設置し、当該情報公開責任者の氏名を本市に届け出なければならない。

第 15 条（人権の尊重）

指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、人権を侵害することのないよう留意するとともに、管理運営業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対する人権研修を実施し、その内容を本市に報告しなければならない。

第 16 条（従事者への配慮等）

指定団体は、管理運営業務におけるサービスの質の維持向上を図るため、従事者の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するよう努めなければならない。

第 17 条（地域との連携及び協働）

指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

第 18 条（安全管理の徹底）

- 1 指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、利用者及び従事者の事故防止等の安全管理を徹底しなければならない。
- 2 指定団体は前項に規定する安全管理を確実に履行するため、業務手順等を取りまとめたマニュアル等を整備するとともに、その内容を従事者に習熟させなければならない。

第 19 条（備品等の貸与）

- 1 本市は、指定団体に対し、指定期間において備品等は無償で貸与するものとする。
- 2 指定団体は、本市が支払った指定管理委託料により備品等を購入したときは、速やかに当該備品等を台帳に記録し、その管理状況を明らかにしておかななければならない。
- 3 本市が支払った指定管理委託料により購入した備品等は、本市の所有に帰属するものとする。

第 20 条（施設等の維持補修等）

- 1 本施設の改造、増築、改築、大規模の修繕（以下「改造等」という。）については、本市の負担と責任において実施するものとする。

- 2 指定団体は、管理運営業務の効率的又は効果的な運営を目的として本施設の改造等を行おうとする場合には、本市に協議を申し出ることができる。この場合において、本市は、当該改造等の必要性、妥当性等を検討するものとし、本市が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず指定団体の負担と責任において当該改造等を実施できるものとする。
- 3 前項後段の場合において、指定団体は、指定期間満了後、当該改造等に係る施設、設備等（以下「施設等」という。）の買取りを求めることはできないものとする。
- 4 本施設の改造等以外の施設等及び備品の補修・修繕については、1件につき130万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの及び資本的支出にかかるものについては本市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき130万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては本市が指定団体に支払う指定管理委託料の範囲内において、指定団体が実施するものとする。
- 5 指定団体は、施設等及び備品を補修・修繕するときは、あらかじめ本市の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 6 指定団体は、前項ただし書の規定により本市の承認を得ずに補修・修繕した場合は、書面により速やかに本市に報告するものとする。
- 7 指定管理委託料に含める修繕料は、年度協定書で定めるところにより、精算するものとする。

第21条（本施設の財産の管理）

- 1 指定団体は、善良なる管理者の注意をもって各施設、設備、備品等（以下「財産」という。）を管理しなければならない。
- 2 指定団体は、本施設の財産を管理運営業務の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 指定団体は、本施設の財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 指定団体は、天災地変その他の事故により本施設の財産を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を本市に報告しなければならない。

第22条（本施設の財産に係る損害賠償等）

指定団体は、自己の責めに帰すべき事由により本施設の財産を滅失し、又はき損したときは、自己の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、本市がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第23条（事業計画等の提出）

- 1 指定団体は、供用開始の1か月前までに、管理運営事業計画書を本市に提出し、本市

の承諾を受けなければならない。また、毎事業年度開始の 1 か月前までに、当該事業年度に係る年度管理運営事業計画書を提出し、本市の承諾を受けなければならない。なお、管理運営事業計画書及び年度管理運営事業計画書には、下記の内容を含むこととする。

- (1) 管理運営業務に係る実施計画書及び収支予算書
- (2) 指定事業に係る実施計画書及び収支予算書
- (3) 自主事業に係る実施計画書及び収支予算書（自主事業を実施する場合に限る。）
- (4) 指定団体の事業全般に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 管理運営業務の安全管理に係る計画
- (6) 個人情報の保護体制計画
- (7) その他本市が必要と認めるもの

※上記には、従事者の配置及び教育・研修計画、緊急時対応計画、開園日・開園時間の設定等に関する計画、利用料金の設定等に関する計画、要求水準等性能確認計画（モニタリング等を含む。）を含めること。

- 2 本市は、前項の規定により提出された書類（同項第 4 号に掲げる書類を除く。次項において同じ。）について必要があると認めるときは、指定団体に対してその変更を指示することができる。
- 3 指定団体は、第 1 項の規定により提出した書類を変更しようとするときは、あらかじめ本市にその旨を通知し、本市の承認を受けなければならない。

第 24 条（管理状況等の定期報告）

- 1 指定団体は、次に示す事項を記載した報告書（以下「業務報告書」という。）について、毎月 20 日までに前月分を取りまとめ本市に報告しなければならない。
 - (1) 管理運営業務の実施状況及び本施設の利用状況
 - (2) 利用料金及び提供料金の収入状況
 - (3) 管理運営業務に係る経費の収支状況
 - (4) 安全管理対策の状況
 - (5) 指定事業の実施状況及び経費の収支状況
 - (6) 自主事業の実施状況及び経費の収支状況（自主事業を実施する場合に限る。）
 - (7) 事故及び利用者からの意見・要望等の対応結果
 - (8) その他本市が必要と認める事項
- 2 本市は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はこれに関連する事項について、指定団体に対して説明を求めることができるものとする。

第 25 条（事業報告書の作成及び提出）

- 1 指定団体は、次に示す事項を記載した報告書（以下「事業報告書」という。）について、次年度の 5 月末日までに前年分を取りまとめ本市に報告しなければならない。ただし、事

業年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該事業年度の当該取消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 利用料金及び提供料金の収入状況
 - (3) 管理運営業務に係る経費の収支状況
 - (4) 安全管理対策の状況
 - (5) 指定事業の実施状況及び経費の収支状況
 - (6) 自主事業の実施状況及び経費の収支状況（自主事業を実施する場合に限る。）
 - (7) 利用者満足度を測るアンケート調査などの調査結果及びその対応結果（個人情報の保護に関する事項を含む）
 - (8) その他本市が必要と認める事項
- 2 指定団体は、事業報告書に指定団体が商法、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）その他関係法令で作成が義務付けられている計算書類及び監査報告書を添付するものとする。ただし、やむを得ない理由により、前項に定める期限までに添付書類を提出できない場合は、その旨及び提出可能期限を本市に報告の上、提出可能期限までに速やかに添付書類を提出すること。
- 3 本市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、指定団体に対して説明を求めることができるものとする。

第 26 条（業務実施状況等の公表）

本市は、第 23 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる書類及び事業報告書の内容を公表するものとする。

第 27 条（業務実施状況のモニタリング等）

- 1 本市は、管理運営業務の実施状況をモニタリング又は評価（以下「モニタリング等」という。）するため、指定団体に対し、自ら又は本市が指定する第三者をして定期に又は必要に応じ書面により報告を求め、調査を行うものとする。
- 2 本市及び本市が指定する第三者は、前項の規定によるモニタリング等のため、必要があると認めるときは、指定団体に対し、管理運営業務の実施状況、管理運営業務に係る経費の収支状況等について報告を求め、又は本施設へ随時立ち入って実施状況を調査することができるものとする。
- 3 指定団体は、本市及び本市が指定する第三者から前項に規定する説明又は調査の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。
- 4 指定団体は、第 1 項の規定によるモニタリング等の結果、管理運営業務の実施について改善すべき点が指摘された場合は、本市と協議の上、改善策を検討し、速やかに業務改善を行い、その結果を本市及び本市が指定する第三者に報告しなければならない。

- 5 本市は、モニタリング等の結果（前項の規定による報告を受けたときは、モニタリング等の結果及び業務改善の結果）を公表するものとする。

第 28 条（自己モニタリング等）

- 1 指定団体は、管理運営業務の実施について、随時自ら管理運営業務の実施状況を定期的にモニタリングするとともに、年 1 回以上、利用者等に対するアンケート調査等（以下「利用者アンケート」という。）により、利用者等からの意見・要望を聴取し、自己評価を行わなければならない。
- 2 指定団体は、前項の規定による利用者アンケートを実施しようとする場合は、あらかじめ本市にその旨を通知するものとする。
- 3 本市は、第1項の規定による利用者アンケートに立ち会うことができるものとする。
- 4 指定団体は、第1項の規定によるモニタリング及び利用者アンケート（以下「自己モニタリング等」という。）を行ったときは、その結果を本市に報告しなければならない。
- 5 指定団体は、自己モニタリング等の結果、必要があると認めるときは、本市と協議の上、改善策を検討し、速やかに業務改善を行い、その結果を本市に報告しなければならない。

第 29 条（外部評価等）

- 1 指定団体は、管理運営業務の実施について、本市が設置する第三者機関による評価（以下「外部評価」という。）を概ね 2 年半ごとに 1 回受けなければならない。
- 2 指定団体は、本市が設置する第三者機関から管理運営業務の実施状況、管理運営業務に係る経費の収支状況等について説明又は調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。
- 3 指定団体は、外部評価の結果、管理運営業務の実施について改善すべき点が指摘された場合は、本市と協議の上、改善策を検討し、速やかに業務改善を行い、その結果を本市に報告しなければならない。
- 4 本市は、外部評価の結果（前項の規定による報告を受けたときは、外部評価の結果及び業務改善の結果）を公表するものとする。

第 30 条（本市による業務の改善勧告）

- 1 モニタリング等、自己モニタリング等又は外部評価の結果、指定団体による管理運営業務の実施状況が「要求水準書」若しくはサービス水準に関する合意書に適合していない場合又は管理運営業務の改善が必要と認められる場合は、本市は指定団体に対し、必要な指示又は管理運営業務の改善を勧告するものとする。
- 2 指定団体は、前項の規定による指示又は改善勧告を受けた場合は、本市に対して改善策を提示するとともに、速やかに業務改善を行い、その結果を本市に報告しなければならない。

らない。

- 3 本市は、前項の業務改善の結果を公表するものとする。

第 31 条（指定管理委託料の支払）

- 1 本市は、指定団体に対し、事業年度ごとに予算の範囲内で管理運営業務に係る指定管理委託料を支払うものとする。
- 2 本市が指定団体に対して支払う指定管理委託料の詳細については、第 55 条の年度協定に定めるものとする。

第 32 条（利用料金）

- 1 指定団体は、本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受し、これを指定団体の収入とするものとする。
- 2 指定団体は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ本市の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定団体は、利用料金による収入については、管理運営業務を実施するために必要と認められる経費に充当するものとする。
- 4 指定団体は、利用料金の額、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めるものとする。

第 33 条（会計区分）

本施設の管理運営業務に係る会計区分は、独立した区分経理を行わなければならない。

第 34 条（不可効力発生時の対応）

指定団体は、不可抗力が発生した場合は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

第 35 条（不可効力によって発生した費用等の負担）

- 1 不可効力の発生に起因して指定団体に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、指定団体は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって本市に通知するものとする。
- 2 本市は、前項の規定による通知があった場合は、損害状況の確認を行った上で指定団体と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して指定団体に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で本市が負担するものとする。ただし、指定団体が付保した保険によりてん補された金額相当分については、本市の負担に含まないものとする。

- 4 不可抗力の発生に起因して本市に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については、本市が負担するものとする。

第 36 条（不可抗力による一部の業務実施の免除）

- 1 前条第 2 項の規定による協議の結果、不可抗力の発生により管理運営業務の一部の実施ができなくなると認められた場合は、指定団体は、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 指定団体が不可抗力により管理運営業務の一部を実施できなかった場合は、本市は、指定団体との協議の上、指定団体が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理委託料から減額することができるものとする。

第 37 条（保険）

指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、**本市と**指定団体を被保険者とする適切な施設賠償責任保険、第三者賠償責任保険等を付保しなければならない。

第 38 条（運営会議の設置）

本市及び指定団体は、適正に管理運営業務を実施するため、適宜、運営会議を開催するものとする。

第 39 条（指定事業の利用料金）

指定事業の利用料金については、指定団体の収入とする。

第 40 条（自主事業の実施）

- 1 指定団体は、本施設の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 指定団体は、自主事業の実施に際しては、あらかじめ本市に対して別途自主事業に係る実施計画書を提出し、本市の承認を受けなければならない。
- 3 本市は、前項の承認に条件を付することができるものとする。

第 41 条（ネーミングライツ実施への協力）

- 1 指定団体は、本施設にネーミングライツが導入された場合は、本市と協議の上、管理業務の変更等に対応するものとする。
- 2 指定団体は、指定団体が運用する本施設のホームページ及び施設案内等の印刷物において、愛称を表示するとともに、愛称の定着を図るため、本施設で行われる行事の主催者及び本施設を使用する関係者に対し、愛称を表示するよう協力を求めるものとする。

第 42 条（業務の引継ぎ）

- 1 指定団体は、本協定の終了に際し、本市又は本市が指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 本市は、必要と認める場合は、本協定の終了に先立ち、指定団体に対して本市又は本市が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定団体は、前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。
- 4 指定団体は、本協定の終了に際し、本市と協議の上、指定期間中に実施できなかった補修・修繕につき別途の措置を取ることにについて本市と合意した場合には、補修・修繕義務を負わないこととすることができるものとする。

第 43 条（指定の取消し及び業務の停止）

- 1 本市は、指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
 - (1) 関係法令、条例、規則又は本協定の規定に違反したとき。
 - (2) 管理運営業務に際し不正行為があったとき。
 - (3) 正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。
 - (4) 指定団体が正当な理由なく第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告の求め、若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (5) 指定団体が正当な理由なく第 29 条の規定による外部評価を拒んだとき。
 - (6) 指定団体が第 30 条第 1 項の規定による本市の指示又は改善勧告に正当な理由なく従わないとき。
 - (7) 募集要項等に規定した不適格事由に該当することとなったとき。
 - (8) 指定管理者の指定申込みの際に指定団体が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (9) 指定団体の経営状況の著しい悪化等により管理運営業務に重大な支障が生じたとき又は生じるおそれがあると認めたととき。
 - (10) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、本市が指定団体に対して当該契約の解除を求め、指定団体がこれに従わなかったとき。
 - (11) 原田緑地整備・管理運営事業基本協定又は原田緑地設計・建設工事請負契約が締結されなかったことなどにより、本施設が完成しなかった場合
 - (12) 原田緑地整備・管理運営事業基本協定又は原田緑地設計・建設工事請負契約が、

本協定の有効期間中に解除された場合

(13) その他指定団体による管理を継続することが適当でないとき。

- 2 指定団体は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、既に受領した指定管理委託料を本市に返還しなければならない。この場合において、指定団体が本市に返還する額は、当該指定を取り消した日以後の管理運営業務に係る指定管理委託料に相当する額とする。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定団体に損害が生じても、本市はその賠償の責めを負わない。

第44条（指定団体による指定の取消し等の申出）

- 1 指定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
 - (1) 本市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (2) 本市の責めに帰すべき事由により指定団体が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他本市の責めに帰すべき事由により指定団体が指定の取消しを希望するとき。
- 2 本市は、前項の規定による申出を受けたときは、指定団体と協議の上、その処置を決定するものとする。

第45条（不可抗力による指定の取消し）

- 1 本市又は指定団体は、不可抗力の発生により、管理運営業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定による協議の結果、やむを得ないと判断したときは、本市はその指定を取り消すものとする。

第46条（原状回復）

指定団体は、指定期間が満了したとき又は第43条第1項若しくは第45条第2項の規定により指定を取り消され、若しくは管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった本施設の財産を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、本市の承認を得たときは、この限りでない。

第47条（損害賠償）

- 1 指定団体は、管理運営業務の実施に当たり、指定団体の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、本市が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項本文の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ本市が損害を賠償したと

きは、本市は指定団体に対して求償権を有するものとする。

第 48 条（権利等の譲渡等の禁止）

指定団体は、本市の事前の書面による承諾なく、本協定によって発生する権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 49 条（一括再委託の禁止）

- 1 指定団体は、管理運営業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、管理運営業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断及び概ね契約金額の 2 分の 1 以上に相当する金額を対価とする業務等をいうものとする。
- 2 指定団体は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が要求水準書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 3 本市は、指定団体に対して、管理運営業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 第 3 項本文の場合において、指定団体は、本協定に定める当該義務を第三者に承継させるものとし、本市に対し、当該第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責を負うものとする。
- 5 指定団体は、豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止期間中の者又は豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者を管理運営業務の一部の委任、又は請負の相手方としてはならない。
- 6 指定団体は、第 2 項の規定により、管理運営業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（契約金額 500 万円（消費税及び地方消費税含む。）未満のものは除く。）は、当該委任、又は請負の相手方から暴力団等でないことを表明した誓約書を徴し、本市に提出しなければならない。ただし、本市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

第 50 条（苦情、要望等への対応）

指定団体は、本施設の利用者から管理運営業務に関し苦情、要望等があったときは、迅速かつ適切に対応するとともに、その内容を本市に報告しなければならない。

第 51 条（緊急時対策等）

指定団体は、緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアル等を作成し、従事者にこれを周知徹底しなければならない。

第 52 条（緊急時の対応）

- 1 指定団体は、管理運營業務に関し事故又は災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、本市その他関係機関等に当該緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。
- 2 指定団体は、事故等が発生した場合は、本市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 指定団体は、事故等の顛末を書面により、本市に報告しなければならない。

第 53 条（災害時等の施設利用）

- 1 本市は、災害等の発生により必要があると認めるときは、本施設を避難所等として使用できるものとする。
- 2 前項の場合における本市と指定団体間の業務分担、費用負担等については、本市と指定団体とが協議の上その都度定める。

第 54 条（重要事項の変更の届出）

指定団体は、寄附行為、名称、所在地、代表者名、その他本市が定める事項の変更を行ったときは、遅滞なく本市にその旨を届け出なければならない。

第 55 条（年度協定）

本協定に基づく各事業年度に係る事項については、別途年度協定を締結する。

第 56 条（本協定の変更）

本協定の締結後の事情により管理運營業務の内容の全部又は一部を変更する必要があるときは、本市と指定団体とが協議の上、本協定を変更することができるものとする。

第 57 条（管轄裁判所）

本協定について訴訟等の生じたときは、本市の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第 58 条（疑義についての協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じたときは、本市及び指定団体は、誠意を持って協議し、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、本市及び指定団体それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和●年（●年） ●月 ●日

本市

所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号

名称 豊中市

代表者 豊中市長 長内 繁樹

指定団体（指定管理者）

所在地 ○○

名称 ○○

代表者 ○○（職）○○（氏名）

リスク負担（案）

『○』主分担

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			本市	受託者
書類不備	1	本市が作成したもの	○	
	2	受託者が作成したもの		○
応募費用	3	応募に伴い発生する費用に関するもの		○
準備費用	4	業務開始までの準備に伴い発生する費用に関するもの		○
契約未締結・遅延	5	本市の帰責事由によるもの	○	
	6	受託者の帰責事由によるもの		○
法令変更	7	本事業に特別な影響を及ぼすもの	○	
	8	上記以外のもの		○
税制変更	9	法人税・法人住民税率等の変更に関するもの		○
	10	消費税（地方消費税を含む）率等の変更に関するもの	○	
	11	上記以外の税制の変更、新税の成立に関するもの	本市と受託者 で協議	
許認可遅延	12	本市が実施すべき許認可に関するもの	○	
	13	受託者が実施すべき許認可に関するもの		○
損害賠償	14	本市が実施する業務に関するもの	○	
	15	受託者が実施する業務に関するもの		○
住民対応	16	行政サービスとして本事業を実施することに関する反対運動、訴訟等への対応に関するもの	○	
	17	受託者が実施する業務に関する訴訟・苦情等への対応に関するもの		○
環境保全	18	受託者の帰責事由による騒音、振動及び汚染等の発生によるもの		○
	19	上記以外の環境問題の発生等によるもの	○	
事業の中止等	20	本市の指示又は帰責事由によるもの	○	
	21	受託者の帰責事由によるもの		○
債務不履行	22	本市の債務不履行によるもの	○	
	23	受託者の債務不履行によるもの		○
運営・維持管理の開始遅延	24	受託者の帰責事由によるもの		○
	25	上記以外の事由（不可抗力を除く）によるもの	○	
需要変動	26	競合施設の増加、受託者の需要見込みの誤り、その他運営不振等によるもの		○
運営・維持管理費の増大	27	本市の指示又は帰責事由によるもの	○	
	28	受託者の帰責事由によるもの		○

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			本市	受託者
施設・設備等の損傷	29	管理上の瑕疵によるもの		○
	30	設計・構造上の原因によるもの	※1	
	31	経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないものなど（見積額基準）	一件 130万 円以上	一件 130万 円未満
	32	税法上の資本的支出	○	
金利・物価の変動	33	収支計画に多大な影響を与える金利・物価変動に関するもの	本市と受託者 で協議	
	34	上記以外のもの		○
不可抗力	35	天災・騒乱・暴動・その他本市や受託者の帰責事由以外の事由による事業の変更・延期・中止に関するもの	本市と受託者 で協議	
要求性能	36	要求性能の未達等によるもの		○
安全性の確保	37	受託者の安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）に関するもの		○
セキュリティ	38	受託者の警備不備等による情報漏洩、犯罪発生等に関するもの		○
情報管理	39	業務上知り得た情報に対する守秘義務、個人情報の保護に関するもの		○
損害賠償	40	管理上の瑕疵により利用者に損害を与えたもの		○
	41	施設・設備等の設計・構造上の原因により損害を与えたもの	※2	
運営	42	管理上の瑕疵による臨時休業等に関するもの		○
	43	施設・設備等の設計・構造上の原因による臨時休業等に関するもの	※3	
	44	受託者による自主事業の運営に関するもの		○
利用者対応	45	利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処に関するもの		○
周辺地域・住民への対応	46	地域との協調に関するもの		○
	47	管理運営業務の内容に対する住民からの要望等に関するもの		○
	48	本施設の管理運営の根幹となる部分に対する住民からの要望等に関するもの	○	
指定の取消し	49	指定管理者の指定の取消し又は期間限定の管理運営業務の全部又は一部の停止に要する費用負担に関するもの ※ただし、指定団体の帰責事由によらない場合を除く。		○
業務の引継ぎ	50	管理運営業務の引継書の作成に関するもの		○
事業終了時の原状復帰	51	管理運営業務の期間が終了した場合又は期間中の原状復帰及び撤収にかかる費用に関するもの		○

※1 設計・施工不良によるものは受託者、それ以外の損害は本市と協議

※2 設計・施工不良によるものは受託者、それ以外の損害は本市と協議

※3 設計・施工不良によるものは受託者、それ以外は本市と協議

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理運営業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(収集の制限)

第2 指定団体は、管理運営業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該管理運営業務に必要な範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行うとともに、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

(安全確保の措置等)

第3 指定団体は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定団体は、個人情報を管理運営業務に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 指定団体は、保有又は利用の必要がなくなった個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 指定団体は、個人情報を管理運営業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5 指定団体は、管理運営業務を実施するために本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6 指定団体は、管理運営業務を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第7 指定団体は、管理運営業務を実施するために本市から引き渡され、又は指定団体自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、当該管理運営業務の完了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(役員及び職員への周知)

第8 指定団体は、指定団体の役員及び職員に対して、在職中及び退職後において、管理

運營業務の実施に伴い知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は管理運營業務以外の目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(本市の立会い等)

第9 指定団体は、本市が指定団体による個人情報の取扱いに関して、立会い、検査等を行おうとするときは、これを拒んではならない。

2 指定団体は、個人情報の取扱いに関する本市の指示に従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 指定団体は、個人情報に関する事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに本市に報告し、その指示に従わなければならない。本協定が効力を失った後においても同様とする。